

【ペット飼育に関する同意書】

物件名（ ）（ ）号室にてペットを飼育することにあたり、下記の事項に同意します。

第1条（ペットの種類）

1. 飼育するペットは（種類： を 匹まで）とし、変更する場合は賃貸人（以下甲という）に願い出、承諾を得たものに限る。

第2条（飼い主の守るべき事項）

1. ペットは賃借人（以下乙という）の居室でのみ飼育するものとする。但し、ベランダ等外部には、出ないように管理すること。
2. 居室以外（通路、階段、エントランス等）の場所で水やえさを与え、排泄をさせないこと。万が一排泄した場合、糞便を処理し、匂い等が残らないよう、衛生的な後始末をすること。
3. 糞尿による悪臭や鳴き声等により、近隣に迷惑をかけないように留意する。
4. ペット及び飼育環境は、常に清潔を保ち、健康管理、疾病の予防、ノミ・ダニ等の害虫の発生防止に留意すること。
5. ペットには必要な「しつけ」を行うこと。
6. 販売を目的としたペットの飼育は禁止とする。
7. ペットによる破損汚損（ペットの匂いを含む）、被害、賠償責任等が発生した場合は、乙がその責任を負い、誠意をもって解決に当たること。
8. 天災、火災等の非常時にはペットを保護するとともに、他の居住者や近隣住民に危害を及ぼさないよう留意する。
9. 死亡した場合、責任をもって適切な処置を行う。
10. 契約者の居室以外でペットの手入れやかごの清掃等行わないようにし、必ず窓を閉め、毛や羽等が戸外に飛散しないよう留意すること。
11. 共用部分（通路、階段、エントランス等）では、ペットをかご等に入れて、移動すること。
12. 1日以上部屋を不在にする場合、ペットを同行又は第3者に預ける等の手段を講じること。

第3条（予防接種、繁殖制限）

1. ペットは各種伝染病の予防ワクチン接種を受けるようにすること。
2. 犬に関しては狂犬病防法5条に定める予防注射を必ず受けること。
3. ペットには去勢手術等の繁殖制限を行うようにすること。

第4条（飼い主に対する指導）

1. 乙は甲及び管理会社が内部の点検が必要と認めた場合、それに応じ飼育に 対す指導に従うものとする。
2. 他の賃借人や近隣等より苦情が来た場合、各自で誠意を持って速やかに解決することとする。

又、解決が不可能な場合は甲又は管理会社の指示に従うものとする。

第5条（退去時の原状回復費用）

1. 退去時建物の以外を問わずペットを起因とする異臭、変色、破損汚損等は全額乙の負担とし、敷金を超える修繕要は請求より週間以内に払うものとする。

第6条（契約の解除）

1. 乙及び乙の同居者が上記各条項に違反した場合、甲は乙に対し一定の猶予期間をもって賃貸借契約を解除できるものとする。また、甲が被害を被ったときは、乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

第7条（特約）

1. 退去後の脱臭、消毒、室内清掃の為敷金一カ月を償却とする。

令和 年 月 日

賃借人 氏名： _____ ⑩